

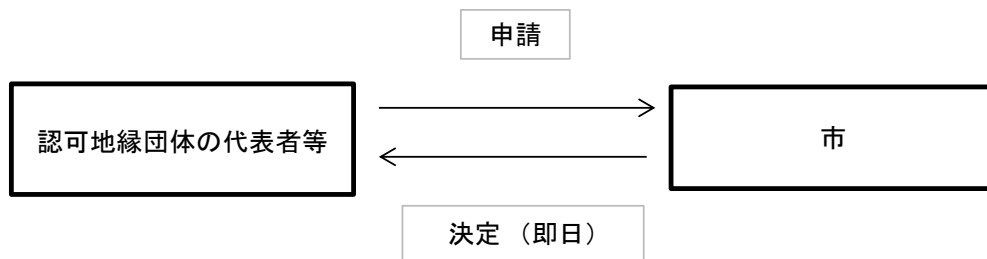
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 6

処 分 名	認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	
処 分 の 概 要	申請に基づいて認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する。	
根 拠 法 令 名	松山市認可地縁団体印鑑規則(平成7年規則第24号)	
条 項	第6条第2項	
所 管 課	まちづくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標 準 処 理 期 間	計	即日
判 断 基 準	松山市認可地縁団体印鑑規則第6条第2項を基準とする。	
<p>【根拠法令等】 松山市認可地縁団体印鑑規則</p> <p>(認可地縁団体印鑑登録証明書の交付申請等) 第6条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(第3号様式)により自ら市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体登録台帳の記載事項に基づき審査するとともに、前項の申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえ、申請者に対して認可地縁団体印鑑登録証明書(第4号様式)を交付するものとする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。